

農業農村整備事業等の工事における熱中症対策に資する現場管理費率
の補正の試行要領

1 趣旨

本要領は、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費率の補正に必要な事項を定めたものである。

2 対象工事

主たる工種が屋外作業で「土地改良事業等請負工事積算基準」（平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知）及び「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）」（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）を適用する工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

3 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

(2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

4 積算方法等

(1) 補正方法

ア 現場管理費の補正は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

イ 「冬期施工における現場管理費率の補正」と重複する場合の補正値は、両方合わせて最高2%までとする。

ウ 補正値は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(2) 補正係数

補正係数は、1.2とする。

5 実施内容

(1) 対象工事である旨の明示

発注者は、別紙1に基づき、試行対象工事である旨を特記仕様書に明示するものとする。

(2) 工事打合せ簿による協議

受注者は、熱中症対策に資する現場管理費率の補正を希望する場合は、工事打合せ簿に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、発注者へ協議するものとする。

また、工期については、工事着手日から工事完成日までを基本とするが、工事の最終設計変更の契約手続き期間等を踏まえ、「真夏日率」の算出に必要な「工期」の工事完成日を、受発注者協議により事前に定めるものとする。

(3) 真夏日の計測方法

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

【環境省熱中症予防情報サイトより】

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表とする1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(4) 計測結果の集計

工事期間中の真夏日の集計については、(一財)建設物価調査会が運営する「熱中症対策に資する現場管理費の補正額算出サイト(<https://nechusho.kensetu-navi.com/>)」を使用することができるものとする。

(5) 計測結果の報告

受注者は、打合せ簿により計測結果の資料を発注者へ提出するものとする。

6 既契約工事における本試行の適用

(1) 本試行を適用できる旨の通知

発注者は、工事打合せ簿により受注者に本試行を適用できる旨通知するものとする。

(2) 気温の計測期間

受注者は、本試行に基づく補正を希望する場合は、受発注者協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。

なお、基準日は、受注者からの補正を希望する協議について発注者が承認した日を基本とする。

(3) 実施内容

実施内容については、「第5 実施内容」によるものとする。

(4) 積算方法

既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}}$$

補正值方法等は、「第4 積算方法等」によるものとする。

7 その他

上記の取扱いについて、現場の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。

8 適用年月日

令和3年4月1日以降に公告又は通知する工事から適用する。

ただし、令和3年3月31日以前に契約した工事については、第6(2)により受注者が希望する場合で協議を受けた場合は、適用することができるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年6月6日から施行する。ただし令和5年6月5日以前に「日最高気温が28℃以上の日」に現場作業を行った既契約工事については、真夏日を「日最高気温が30℃以上の日」から「日最高気温が28℃以上の日」と読み替えて精算するものとする。